

甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例案要綱

1 制定の理由

国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年に個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度については、令和5年4月から、それぞれの条例に代わり法による規定が一元的に適用されることになりました。

このため、令和5年度から、甲賀市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるため、甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものです。

2 制定の概要

(1) この条例の制定についての趣旨を規定します。

【第1条関係】

(2) この条例における「実施機関」を定義づけるとともに、使用する用語は法及び法施行令の用語の例によることとします。

【第2条関係】

(3) 個人情報開示請求に係る手数料は無料とし、旧条例と同様に写しの交付等に係る実費のみを徴収することとします。

【第3条関係】

(4) 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内とし、旧条例と同様の扱いとします（法が定める期間は30日以内。）。

【第4条関係】

(5) 著しく大量の開示請求について、開示請求があった日から45日以内に開示することが事務の遂行に著しい支障をきたすおそれがある場合の特例規定を設けます。

【第5条関係】

(6) 非開示決定等に係る審査請求又は個人情報の適正な取扱いについて特に専門的な知見に基づく意見を聴く場合に係る諮問に対し、調査審議をするため、個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する旨規定し、委員の定数、任期、守秘義務規定を設けます。

【第6条関係】

(7) 審議会の調査権限、意見陳述の機会の付与、審査請求人等の意見書等の提出等、審議会の手続について規定を設けます。

【第7条～第10条関係】

(8) 非開示決定等に係る審査請求の調査審議に係る手続は公開しない旨を規定します。

【第11条関係】

(9) 毎年、法及びこの条例の運用状況を公開することを規定します。

【第12条関係】

(10) 審議会委員の守秘義務違反に対する罰則を規定します。

【第14条関係】

(11) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(12) この条例の制定に関し、旧条例を廃止します。

(13) 審議会に係る規定、守秘義務規定、開示請求等に係る規定、運用状況の公表規定及び罰則適用規定について経過措置を設けます。

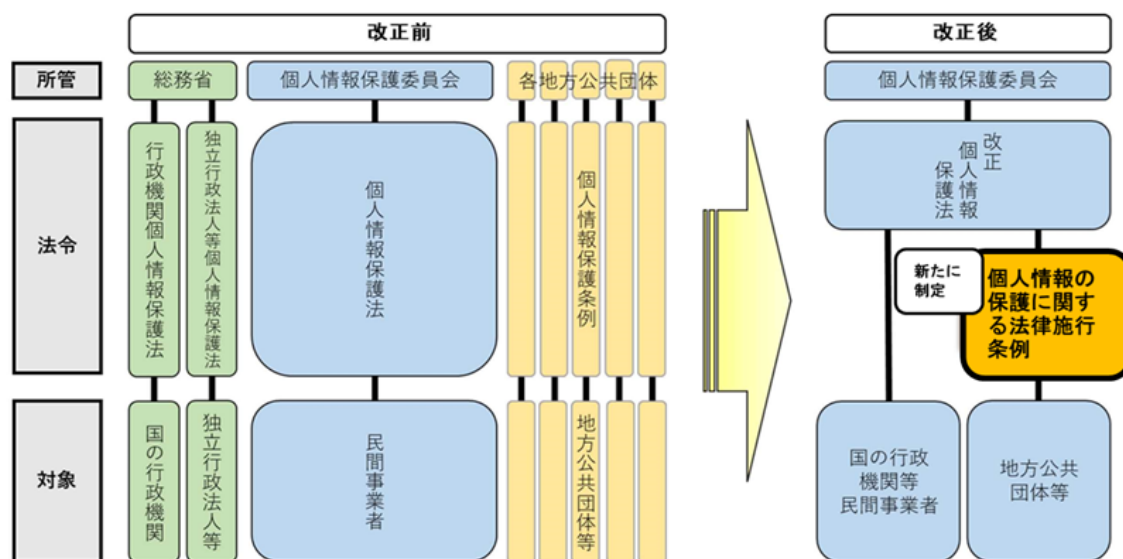
(14) 影響を受ける条例（甲賀市かもしか荘条例、甲賀市あいの土山都市との交流センター条例及び甲賀市公文書等の管理に関する条例）の改正を行います。

【付則関係】

甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例 概要資料

甲賀市では、平成16年に甲賀市個人情報保護条例を制定して以来、市が保有する個人情報の適正な収集、保管、利用等に努めてきたところですが、このたび、国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両方を推進していくという点と、バラバラであった個人情報の保護に関するルールの一統化、国際的な制度調和等を図るため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が一部改正され、国のルールに一本化されることとなります。

以下の表にもあるように、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等についての規律が対象ごとに分かれていたものが法に一元化され、その取扱いについても国の個人情報保護委員会に集約されることとなります。



この改正は令和5年4月1日に施行され、全国統一ルールの下、本市においても運用されることとなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じ各地方公共団体の条例で定め得るものとされています。

ついでには、現行の「甲賀市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）」を廃止し、法の施行に当たり定め得る事項を規定するための「甲賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」といいます。）」を制定するものです。

1 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。） において条例に定めることが必要とされる事項について

(1) 開示請求手数料（法第89条第2項）

地方公共団体に対する開示請求については、手数料の額を条例で定める（手数料無料の場合も含む。）こととされています。

現行条例では、開示請求制度が自己情報コントロール権という重要な権利に関するものであることから手数料を徴収していません。法の直接適用を受けることとなっても、開示手続に伴う費用負担が増減する要因は認められないこと、また、開示請求制度が自己情報コントロール権という重要な権利に関するものであることから、施行条例においても手数料の額は「無料」である旨規定し、現行と同様に写しの交付等に係る実費のみを徴収することとします。

2 法において条例に定めることが許容されている事項について

(1) 開示請求等の手続（開示決定等の期限）（法第108条）

法では開示請求に対する開示決定期限等について、特別の事情のない限り開示決定の期限は30日以内と定めていますが、地方公共団体においてはこれらの期限を短縮することが許容されています。

令和3年度の実績として開示等決定までに要した日は11日であり、実施機関の決定の期間として15日あれば、概ね事務処理が可能であること、また、現状において、実施機関の事務手続上、特に支障が生じている事情も見られないことから、施行条例においては、現行条例と同様に開示決定の期限は15日以内とすることとします。

(2) 審議会への諮問について（法第129条）

本市が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要があるとき、また、開示決定等に係る行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、甲賀市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問することとします。

現行条例のもとでは、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等に関して、審議会に諮問することとなっていますが、法の直接適用を受けた場合には、これらについて審議会への諮問を要件とする旨定めることは、法改正の趣旨に照らして許容されないこととされました。

法施行後において地方公共団体は、地方公共団体の機関、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、国の個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができるとされています。

3 その他の事項について

(1) 運用状況の公表

現行条例においては、開示等請求の件数など運用状況を毎年公表することが定められていますが、法においては、公表する義務は定められていません。

個人情報保護事業における本市の主体的な公表体制を確保することは、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き運用状況を公表することとします。

(2) 罰則規定

審議会を設置するに当たり、委員が調査審議において知り得た秘密に係る守秘義務違反があった場合に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する旨、規定を置きます。